

広島市クリーニング業法施行条例施行規則

現 行	改 正
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(開設等の届出)</p> <p>第3条 法第5条第1項の規定により開設の届出をしようとする者は、所定の届出書に次に掲げる書類を添えて保健所長に提出しなければならない。<u>ただし、同項の届出をした営業者が当該届出に係る営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、当該営業に係る第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類のうち、既に保健所長に提出されているものであってその内容に変更がないものの添付を省略することができる。</u></p> <p>(1) クリーニング所付近の見取図</p> <p>(2) クリーニング所の平面図</p> <p>(3) 従業者にクリーニング師がある場合にあつては、その者のクリーニング師免許証</p> <p>(4) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書</p> <p>(5) その他保健所長が必要と認める書類</p> <p>2 法第5条第2項の規定により営業の届出をしようとする者は、所定の届出書に次に掲げる書類を添えて保健所長に提出しなければならない。<u>ただし、同項の届出をした営業者が当該届出に係る営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、当該営業に係る第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類のうち、既に保健所長に提出されているものであってその内容に変更がないものの添付を省略することができる。</u></p> <p>(1) 業務用車両の保管場所付近の見取図</p> <p>(2) 業務用車両内における洗濯物の収納箇所を表示した図面</p> <p>(3) 従業者にクリーニング師がある場合にあつては、その者のクリーニング師免許証</p> <p>(4) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書</p> <p>(5) その他保健所長が必要と認める書類</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (現行に同じ。)</p> <p>(開設等の届出)</p> <p>第3条 法第5条第1項の規定により開設の届出をしようとする者は、所定の届出書に次に掲げる書類を添えて保健所長に提出しなければならない。<u>(削る。)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 法第5条第2項の規定により営業の届出をしようとする者は、所定の届出書に次に掲げる書類を添えて保健所長に提出しなければならない。<u>(削る。)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1)～(5) (現行に同じ。)</p> <p>3～5 (現行に同じ。)</p> <p>第4条・第5条 (現行に同じ。)</p>